

## 1 毎日どこかでしている契約

次の行為は契約でしょうか?契約行為に○をしよう。

- ①パンを買う( )
- ②ビデオを借りる( )
- ③電車に乗る( )
- ④自転車の修理を依頼する( )

毎日の生活で、さまざまな契約をしています。

- 「契約」は、法的な約束事です。
- 契約は、自由にできるのが原則です。
- 契約した双方が、約束を守るのがルールです。

- ①売買契約 ②賃借契約 ③運送契約 ④委託契約

友人から本を借りるのも使用貸借契約です。(ただで物を使うために貸借する契約)



## 2 いつ契約は成立するの?

「これ、ください」

「はい、どうもありがとうございます」

●契約書を取り交わさなくても合意で「契約」は成立します。

※商品やサービスを受ける権利と同時に代金を支払う義務が生じます。

※契約書にサイン(印鑑を押さなくても)をすると、内容をすべて承諾したものとみなされます。



## 3 解約は自由にできない!



いらない、あんなにやっとなら

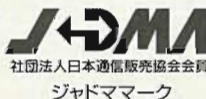
解約は約束した義務が果たされない場合、契約を白紙にする手段。正当な理由もなく、一方的に解約することはできません。

〈例外として解約できる場合〉

- 「脅されて怖くなって契約してしまった」など(脅迫、詐欺)の場合
- 未成年者が単独契約した場合(未成年者(婚姻をしていない20歳未満の者)の契約は、法定代理人(親権者である保護者)の同意が必要のため)ただし、小遣いや仕送りのお金の範囲内で契約した場合は取り消すことができません。

## 4 購入契約する時の注意点は?

- 情報を集めよう!(正しい情報がどうか家の人の意見を聞いてみる)
- 数種類の商品を比べよう!(長所、短所、価格など)。分からないところは、お店の人などに聞こう!
- すぐに購入しないで、本当に必要かどうか考える時間をもとう!迷ったら購入しないことも考えよう!
- 通信販売は、ジャドマークを確認し、誇大広告に注意しよう!



- ネットショッピングは、オンラインマークを確認して、信頼できる業者から購入しよう!
- 支払いの商品の到着後にしよう!
- 業者の情報「会社名、代表者、所在地、(私信箱はダメ)、電話番号(携帯電話でないもの)など」を確認し、印刷しておこう!
- 契約書はよく読み、理解・納得してから契約(購入)しよう!



通信販売、ネットショッピングではクーリング・オフ(消費者からの一方的な契約解除)は適用されません。カタログなどを良く読んでから契約しよう!

重要なことが小さな字で書かれていることもあるので注意!

## 5 支払方法の種類は?

現金での支払い方法のほかに、プリペイドカードやクレジットカードでの支払いなどがあります。

## ●プリペイドカード

代金前払い方式のカードで、鉄道やバスのカード、図書カードなどがあります。

## ●クレジットカード利用の注意点

- 支払い計画をしっかり立てることが大事
- 分割払いには手数料がかかることに注意!リボルビング払いは、事前に決めた利用限度額内なら、月々の返済は一定ですが高い手数料がかかり、繰り返し利用するとどの分の支払いか、わかりにくくなります。
- 利用は本人(会員)のみ
- 無くさない(万一無くしたら、警察とカード会社へ届ける)
- 利用は支払可能な範囲で、サインは金額を確認してから

- ポイントカードやクレジットカードには、個人情報がいっぱい詰まっています。カードの保管は慎重に!



クレジットカードは、個人信用情報機関の審査を経て信用できる人が利用できるものです。商品の購入代金は、信販会社から立替払いされ、後日、消費者の口座から引き落とされる、三者間契約となっています。